

教育施設
保育施設でのプール・
水遊びにおける事故
防止に関して



前回の9月議会にて

スポーツ庁からの「水泳等の事故防止について（通知）」より

http://www.mext.go.jp/sports/b_menu/hakusho/nc/1404536.htm

- 監視員については、**プール全体がくまなく監視できるような十分な数を配置し、救護員についても、緊急時に速やかな対応が可能となる数**を確保すること。
- 集団で水泳を行う場合には、引率者や指導者の責任分担を明確にし、**指導・監督が周知されるようにする事。また、班の編成にあたっては、引率者の指導・監督が全員に行き届く程度の人数に編成**すること。




矢口
まゆ

**十分な数、対応可能となる数、
全員に行き届く程度の人数**

とあるが、
**その数の算出はどのようにすれば
よいとお考えでしょうか？**

この質問に対し



小学生とか学生さんに対して
等のガイドラインである。
そのため、質問の人数配分と
いうのが
該当しないので答えられない。

担当
部長

府子本 第 487 号
平成 29 年 6 月 16 日

都道府県
各 指定都市 認定こども園担当部長 殿
中核市

内閣府子ども・子育て本部参事官（認定こども園担当）
（公 印 省 略）

幼保連携型認定こども園においてプール活動・水遊びを行う場合の
事故の防止について（通知）

幼保連携型認定こども園におけるプール活動・水遊びを行う場合の事故発生の防止については、従来から通知等により適切な指導をお願いしているとともに、平成 28 年 3 月 31 日に発出した「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」において、プール活動・水遊び等の監視体制、救急事態への対応等、これらに関する十分な事前教育の実施や、日常的な点検、組織的な取組等の事故の発生防止のための取組を示しているところです。

つきましては、引き続き、幼保連携型認定こども園においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の発生を防止するため、同ガイドラインにも記載されている下記の点に留意の上、管内の幼保連携型認定こども園及び市町村に対して安全管理及び事故防止の徹底を周知するようお願いいたします。

また、その際、スポーツ庁から発出されている「水泳等の事故防止について」（平成 29 年 4 月 28 日付け）（別添 1）、厚生労働省保育課から発出されている「保育所、地域型保育事業及び認可外保育施設においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について」（平成 29 年 6 月 16 日付け）（別添 2）の通知も参考にいただき、貴職において、認定こども園に対する周知をより一層徹底していただきますようお願い申し上げます。

雇児保発 0616 第 1 号
平成 29 年 6 月 16 日

都道府県
各 指定都市 児童福祉主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 保育課長
（公 印 省 略）

保育所、地域型保育事業及び認可外保育施設においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について

保育所、地域型保育事業及び認可外保育施設（以下、「保育所等」という。）の安全管理については、従来から通知等により適切な指導をお願いしています。

保育所及び認可外保育施設においてプール活動・水遊びを行う場合には、類似の事故の発生を防止するため、平成 28 年 3 月 31 日付け府子本第 192 号、27 文科初第 1789 号、雇児保発 0331 第 3 号「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインについて（以下、「ガイドライン」という。）」により、プール活動・水遊びを行う場合の監視体制、十分な事前教育、緊急事態への対応についての取組等、事故の発生防止のための取組を示しております。

つきましては、引き続き、プール活動・水遊びを行う場合の事故の発生を防止するため、ガイドラインの周知を図るとともに、別添 1「水泳等の事故防止について（平成 29 年 4 月 28 日付け 29 ス庁第 99 号 スポーツ庁次長通知）」を参考にして、特に下記の点に留意の上、管内の保育所等及び市町村に対して安全管理及び事故防止の徹底を周知するようお願いいたします。

なお、幼保連携型認定こども園については、別添 2「幼保連携型認定こども園においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について（平成 29 年 6 月 16 日付け府子本第 487 号内閣府子ども・子育て本部参事官（認定こども園担当）通知）」により、プール活動・水遊びを行う場合の事故の発生を防止するための注意喚起を行っていることを申し添えます。

の通知では、水泳等の事故防止については、内容を参考にすることが記されている。

- ・監視体制の空白が生じないように専ら監視を行うものとプール指導などを行う者を分けて配置し、また、その役割分担を明確にすること。
- ・監視者は監視に専念する。
- ・監視エリア全域をくまなく監視する。
- ・動かない子どもや不自然な動きをしている子どもを見つける。
- ・規則的に視線を動かしながら監視する。
- ・十分な監視体制の確保ができない場合については、プール活動の中止も選択肢とする。
- ・時間的余裕をもってプール活動を行う。

- ・監視体制の空白が生じないように専ら監視を行うものとプール指導などを行う者を分けて配置し、また、その役割分担を明確にする。
- ・監視者は監視に専念する。
- ・監視エリア全域をくまなく監視する。
- ・動かない子どもや不自然な動きをしている子どもを見つける。
- ・規則的に視線を動かしながら監視する。
- ・十分な監視体制の確保ができない場合については、プール活動の中止も選択肢とする。
- ・時間的余裕をもってプール活動を行う。

内容は明らかに違う

水泳等の事故防止について

(2) プールを安全に利用できるよう、救命具の設置や、プールサイド等での事故防止対策を行うとともに、適切かつ円滑な安全管理を行うための管理体制を整えること。

監視員については、プール全体がくまなく監視できるよう十分な数を配置し、救護員についても、緊急時に速やかな対応が可能となる数を確保すること。

2. その他の留意事項について

(1) 集団で水泳を行う場合には、引率者や指導者の責任分担を明確にして、指導・監督が周知されるようにすること。また、班の編成に当たっては、引率者の指導・監督が全員に行き届く程度の人数に編成すること。

前回の議会にて②

主にプール活動というよりは水遊びの中での事故が保育園の場合が多いと思います



前回答弁

実際は

過去の重大事故例

発生日	施設	結果	年齢・水深
23. 7. 11	幼稚園	死亡	3才・20cm
24. 7. 2	認可外	意識不明	2才・70cm
24. 8. 23	認可外	死亡	3才・23.5cm
25. 7. 2	幼稚園	死亡	4才・30cm
26. 7. 30	認可	死亡	4才・23~25cm
28. 7. 11	子ども園	意識不明	5才・59~64cm
29. 8. 24	認可	死亡	4才・24~66cm

赤字の水深は、水遊びとは言えない水深ではないか…?

年齢	身長（中央値）
2才0ヶ月～6ヶ月	85.3
3才0ヶ月～6ヶ月	93.8
4才0ヶ月～6ヶ月	100.8
5才0ヶ月～6ヶ月	107.3

平成22年度
乳幼児身体発育調査より（女児）

プール事故の検証報告書には…

特定教育・保育施設等重大事故検証報告書（平成29年8月緑区私立認可保育所）
平成30年5月 さいたま市社会福祉審議会 特定教育・保育施設等重大事故検証専門分科会

【課題2】 プール実施の判断、**実施目的と職員配置・水深**

A園におけるプール活動の実施可否は、園長や特定の職員が実施を決めるのではなく、保育士（幼児部会、1～2歳児部会、0歳児部会）間で相談し判断していた。また、A園ではプールの実施目的が、**水泳指導であるのか、又は、水遊びであるのか明確に示されておらず、目的が曖昧な状況でプール活動を実施していた。**しかし、目的にあった指導体制や監視体制は執られてはいなかった。さらに、A園のプールには傾斜があり、当日の水深は浅い所で24センチメートルから深い所で66センチメートルとなっていた。深い所では子どもが泳ぐこともできる状況であった。

【提言2】 プール実施の適切な判断、実施目的に適した職員配置と水深の設定特定教育・保育施設等においては、プール実施可否の判断をする者を定め、その者は国のガイドラインが遵守されていることや、天候、気温、水温等を踏まえ決定すべきである。

また、特定教育・保育施設等の施設長は、**プールの実施においては、主たる目的を明確にして**職員間で共有し、適正な体制を執るべきである。**水遊びを主たる目的として実施するのであれば、国の通知を遵守した「専ら監視に専念する者」と「指導をする者」を配置すべきである。水泳指導を主たる目的として実施するのであれば、国の通知を遵守した「専ら監視に専念する者」の配置のほか、水泳指導員を別途配置すべき**であり、水泳指導員を配置していない限りは、水泳指導を行うことはせず、**水遊びの範囲内の活動に留めるべきである。**職員の配置状況により監視体制が執れない可能性が生じるのであれば、プール活動は直ちに中止すべきである。さらに、プールの水深は、実施目的及び各年齢に適した水深とすべきであり、水遊びを目的とするのであれば、基本的にはそれぞれの年齢における最も背の小さな子どもに合わせた深さとすべきである。また、汗取りを主たる目的とするのであれば、ビニールプールや温水シャワー等で十分事は足りると考える。幼い子どもがパニックに陥った際には、洗面器に張られた水においても溺れることがあることを念頭に置いた対応が必要であり、**「子どもを喜ばせたい」、「保護者が求めている」などの感情や事情で、水かさを上げ水深を深くすることは、相応のリスクを伴うため、絶対にはあってはならない。**



町田市の保育施設では、水泳指導なのか水遊びなのか明確にできているか？

前回の議会にて③

先ほどご提案いただきましたプール活動中の記録等、そういったことにつきまして参考とさせていただければと思います。

前回答弁では、↓の提案を参考とする
との事だったが、参考にしてどのよう
な事を行ったのか。
もしくは行うつもりでいるか。



前回答弁

①保育の場のプールの使用実態を調査する必要があるのではないか。

- いくつかの保育園に協力してもらい、プール活動中の映像を記録する（1-2時間）。
- 子ども達の動き、監視役の人の動き、指導している保育士の動きなどを分析する
- これらから、どれくらいの広さのプールに、どれくらいの人数が入るのがいいか、監視役の監視方法について検討する。

小児科医/NPO法人SafekidsJapan
理事長 山中先生 からのお話し

前回の議会にて④



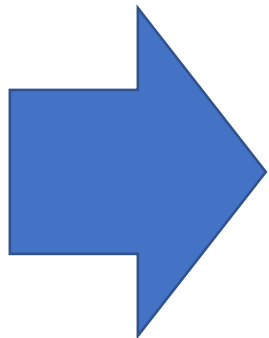
矢口まゆ

監視者は全域をくまなく監視できるようにと言う点ですが、プールの大きさによって全域の大きさが全然違うと思いますが面積についてはいかがお考えでしょうか。

通常、保育園の場合、ゼロ歳から2歳の場合は、たらい、ビニールプール等で行っております。もしくは3歳以上ぐらいですと、小規模のプールというところですね。ですので、学校の25メートルプールとか、ああいう大きなプールではございませんので、範囲としましても、それをもとにガイドラインがつけられていると思いますので、そのような形で監視をするということでございます。



前回答弁



0～2才が、たらいやビニールプールを利用しているからガイドラインの範囲に該当すると言う事であれば、“通常”ではなく、必ずたらいやビニールプールを利用していると言いきれなければ事故防止は万全と言えないのでは？

小規模プール（50立方メートル）はどの位の大きさか

下のプールはたて5.5m、よこ9.5m、深さ48～64cm

$$5.5 \times 9.5 \times 0.64 = 33.44 \text{立方メートル}$$

50立方メートルより小さい。



仮に、50立方メートルの小規模プールで60人の年長児が入水、ビート板や浮き輪を使用していたとする。

町田市では、その状況は“水遊び”であり、水泳の指導員は不要で担任二名と監視員一人で十分と考えるのか。

平成28年に事故があった認定こども園のプール
(認定あけぼのこども園プール事故検証委員会報告書より)

ある大手メーカーの学校用プールでは、
低学年児童を指導するためのプールとして、
水深は0.5mと0.7mの2タイプを販売

小学校低学年のプール指導では、
50cmから70cmが通常の深さであ
ると考えられる。
こういった情報から、未就学児の
水泳における水深の目安を考える
事ができるのではないか。

年齢	身長中央値
小学校（6歳）	116.3
小学校（7歳）	122.2

学校保健統計調査 平成27年度